参考資料８

個人情報保護制度・情報公開制度改正　検討用個票

<table>
<tr><td colspan="2">変更内容・検討事項</td><td>開示決定等の期限</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関連条文</td><td>改正法</td><td>第 83 条（第 108 条）</td></tr>
<tr><td>条例等</td><td>個人情報保護条例第 22 条、情報公開条例第 10 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">前　　提</td><td>

①　現行条例と改正法の相違点

(1)　開示決定期間

現行条例は、保有個人情報の開示請求に係る決定期間を、原則として「15 日以内」とし（以下「原則期間」という。）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは「45 日以内」に限り延長できると定めている（以下「延長期間」という。）。一方、改正法は、原則期間及び延長期間いずれも「30 日以内」と定めている。

(2)　開示決定期間の算定方法

現行条例は、請求のあった日を決定期間に算入するのに対し（初日算入）、改正法は、請求のあった日を決定期間に算入しない（初日不算入）。

【現行条例と改正法の相違点】

	現行条例	改正法
原則期間	15 日以内（初日算入）	30 日以内（初日不算入）
延長期間	45 日以内	30 日以内
合計	60 日以内	60 日以内

②　改正法と異なる定めの可否

改正法は「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定している（改正法第 108 条）。

そして、個人情報保護委員会は、開示決定期間について、原則期間（30 日以内）及び延長期間（30 日以内）のいずれについても、条例で任意の期間に短縮することは許容する一方、30 日を超える期間設定は許容していない。また、開示決定期間の初日算入・不算入については、初日不算入とする民法第 140 条と異なる定め（＝初日算入とする定め）を設けることは許容していない（※）。

※「個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ」より

③　現行条例における情報公開請求に対する決定期間

情報公開請求に対する決定期間は、保有個人情報に対する開示請求と同一の期間（原則期間 15 日以内、延長期間 45 日以内）を定めている。

</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討事項</td><td>以上の点を前提に、以下の点について検討を行う。</td></tr>
</table>

① 保有個人情報の開示請求に対する決定期間を改正法の期間に合わせるか、又は改正法施行条例により異なる期間の定めを設けるか。

② 情報公開請求に対する決定期間を保有個人情報の開示請求に対する決定期間に合わせるか否か。

対応の方向性

① 保有個人情報の開示請求に対する決定期間

次（案）のとおり、原則期間を 15 日以内とし、延長期間を 30 日以内とする。

	①現行条例	②改正法	③改正法の取扱い	（案）
原則期間	15 日以内	30 日以内	条例で短縮可	15 日以内
延長期間	45 日以内	30 日以内	条例で短縮可	30 日以内
合計	60 日以内	60 日以内		45 日以内

（理由）

- 原則期間については、改正法の期間（30 日以内）を採用すると、現行条例の期間（15 日以内）を大幅に延ばすこととなり、請求者に不利益な変更となるため、現行条例の期間を維持せざるを得ないと考えられる。
- 一方、延長期間については、改正法の定める期間（30 日以内）を超えて設定することは改正法上許容されていないため（※）、現行条例の期間（45 日以内）に設定することはできず、改正法の定める期間（30 日以内）とせざるを得ない。この場合、各実施機関の開示事務への影響が懸念されるが、直近令和２年度の実績において、請求案件全体の約 98%が 45 日以内に処理されていることから、開示事務に重大な支障をきたすものではないと考えられる。

※ 原則期間を改正法の期間よりも短い期間とし、かつ、合計期間が改正法における原則期間と延長期間の合計である 60 日を超えなければ、請求者に特段の不利益を与えないものとも考えられるが、個人情報保護委員会からは、「原則期間及び延長期間の合計に着目するのではなく、各条項に定められた期間（30 日以内＋30 日以内）に着目すべきであり、15 日以内＋45 日以内とするものについては許容されない。」との趣旨の見解が示されている。

② 情報公開請求に対する決定期間

現行条例の期間（原則期間 15 日以内、延長期間 45 日以内）を維持する。

（理由）

- 情報公開請求は保有個人情報開示請求と比較すると、その性質上、請求が広範囲にわたり、請求量も膨大となることが想定される。
- 直近令和２年度の実績を見ても、①請求案件全体の平均処理日数は 14.5 日と保有個人情報開示請求の平均処理日数（12.3 日）よりも 2.2 日処理日数が長く、②15 日以内に処理された件数の割合も約 83％と保有個人情報開示請求（約 96％）よりもは低く、③処理日数が 45 日間を超えた請求案件も約７％に達している。
- そのため、延長期間短縮による事務への支障は、保有個人情報開示請求の場合と比較して軽微とはいえず、情報公開請求に係る公開決定期間については、現行条例の期間を維持する必要性が認められる。

その他

①　期間の算定方法

前述のとおり、初日不算入とする民法の規定と異なる規定を法施行条例で規定することについて、改正法は許容していないことから、改正法施行後は、保有個人情報の開示請求に対する期間については初日不算入となる。また、情報公開請求についても同一の取扱いとする。

②　訂正請求及び利用停止請求の期間

保有情報の訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間について、現行条例は、①原則期間は「30 日以内」と改正法と同一の期間の定めをしている一方、②延長期間は「45 日以内」と改正法の期間（「30 日以内」）とは異なる定めをしている。この点、前述のとおり、法施行条例により、改正法と異なる期間の定めを設けることは可能であるが、その場合は期間の短縮のみが許容され、改正法よりも長い現行条例の延長期間（「45 日以内」）を定めることは許容されないことから、改正法と同一の定め（「30 日以内」）となる。

	現行条例	改正法
原則期間	30 日以内（初日算入）	30 日以内（初日不算入）
延長期間	45 日以内	30 日以内
合計	75 日以内	60 日以内

関連情報

保有情報開示請求と情報公開請求の処理期間の状況（令和２年度実績）

	保有個人情報開示請求	情報公開請求
①平均処理日数	12.3 日	14.5 日
②15 日内の処理案件の割合	約 96％ （1,192 件/1,252 件）	約 83％ （1,683 件/1,951 件）
③45 日超処理案件の割合	約２％ （25 件/1,252 件）	約７％ （143 件/1,951 件）

※決定期間が 45 日間を超えた件数（令和２年度、請求人数単位）

・保有個人情報の開示請求：25 件／1252 件（約２％）

	（主な内訳）警察本部長 11 件、病院機構６件 ・情報公開請求：143 件／1951 件（約７％） （主な内訳）警察本部長 37 件、健康医療局 23 件、 福祉子どもみらい局 22 件、選挙管理委員会 13 件
個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ（行政機関等編）（案）（令和3 年 11 月時点暫定版）P14	法第 108 条は、開示の手続に関する事項について、法第 5 章第 4 節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で 30 日以内 の任意の期間とすることは認められます。また、法第 83 条第 2 項の延長可能な期間についても、30 日以内の任意の期間とすることは認められます。 もっとも、法第 83 条第 1 項の期間を短縮した場合であっても、同条第 2 項の期間について法が定める 30 日を超える期間とすることはできません。
個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ（行政機関等編）（案）（令和3 年 11 月時点暫定版）P15	期間計算の方法については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。
関連条文	
	【個人情報保護条例】 （開示の請求に対する決定等） 第 22 条　実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して 15 日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第 19 条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２・３（略） ４　実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第１項に規定する期間を 45 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。 ５　開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して 60 日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第１項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第１項に規定す

	る期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。 （訂正の請求に対する決定等） 第 31 条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第 28 条第３項において準用する第 19 条第３項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２・３（略） ４　実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第１項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。 ５（略） （利用停止の請求に対する決定等） 第 38 条　実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第 35 条第２項において準用する第 19 条第３項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２・３（略） ４　実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第１項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。 ５（略） **【情報公開条例】** （公開請求に対する決定等） 第 10 条　実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、前条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２・３（略） ４　実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第１項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長

	の理由を書面により通知しなければならない。 ５　<u>公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 60 日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合</u>には、第１項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第１項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)　この項の規定を適用する旨及びその理由 (2)　残りの行政文書について諾否決定をする期限 **【改正法】** （開示決定等の期限） 第八十三条　開示決定等は、開示請求があった日から<u>三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>三十日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第八十四条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　この条の規定を適用する旨及びその理由 二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 **【情報公開法】** （開示決定等の期限） 第十条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第四条第二項の

	規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第十一条　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　本条を適用する旨及びその理由 二　残りの行政文書について開示決定等をする期限